

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 28 日

札幌市長 上田 文雄

記

1 契約担当部局 〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 5 階  
札幌市教育委員会総務部計画課 電話 011-211-3835

2 入札に付する事項

(1) 事業概要

ア 事業名 「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」  
整備等事業

イ 事業場所 札幌市中央区北 2 条西 11 丁目

ウ 事業内容 P F I 方式による新高校及び幼稚園の設計、建設、管理、運  
営事業等

エ 事業期間 契約締結日から平成 34 年 3 月 31 日まで。

3 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおりとする。

3, 1 4 3, 8 0 0, 0 0 0 円

なお、入札予定価格は、事業期間に亘りサービス購入料を単純に合計した金額で、  
金利変動、物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税額は含まない。

4 競争参加資格

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理にあたる企業（以下「工事監理企業」という。）、施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を全て含む複数の企業により構成されることを基本とし、代表企業を定めるものとする。一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出時には、

入札参加者の構成員及び協力会社の役割（設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業の別）について明らかにすることとする。構成員とは入札参加者を構成し、落札後に組成する特別目的会社に出資する企業をいう。また、協力会社とは入札参加者から業務を受託する企業等で落札後に組成する特別目的会社に出資しない者をいう。

イ 建設企業が設計企業の資格要件を満たしている場合は、建設企業が設計企業を兼ねることも認める。ただし、建設企業が工事監理企業を兼ねることは認めない。資本面または人事面において関連がある者同士が建設企業と工事監理企業となることも認めない。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の会社の代表取締役が他方の会社の代表取締役を兼務している場合をいう。

ウ 建設企業が、維持管理企業や運営企業の一部や全部を兼ねることも認める。

エ 維持管理企業が、運営企業の一部または全部を兼ねることも認める。

オ 原則として、資格確認申請書の提出後入札時までには構成員及び協力会社を変更することは認めない。ただし、やむを得ない事情であると市長が判断した場合には、代表企業以外の構成員及び協力会社の変更を認めることがある。なお、この場合でも、新たに参加しようとする構成員または協力会社（以下「新参加者」という。）が、一般競争入札参加資格確認申請時点で入札参加者の資格要件を満たしていない場合には、当該新参加者の参加は認めない。

カ ある入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員または協力会社になることはできない。ただし、運営企業については、代表企業でない場合に限り、ある入札参加者の構成員であるか否かを問わず、複数の他の入札参加者の協力会社となることを可能とする。

## (2) 入札参加者の資格要件

ア 構成員及び協力会社に共通の参加要件

入札参加者の構成員及び協力会社は、必ず以下の参加要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(イ) 札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局

理事決裁、平成 18 年 12 月 6 日最近改正。以下「指名停止等措置要領」という。)に基づき指名停止期間中でないこと。

(ウ) 経営状態が著しく不健全な者(会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)でないこと。

(I) 札幌市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(オ) 審査委員の所属する企業およびその企業と資本面もしくは人事面において関連がないものであること。資本面または人事面において関連のある者とは、4(1)イで示した内容と同じである。

(カ) 市と本事業に関するアドバイザー契約を締結している企業及び当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業と、資本面または人事面において関連のある者でないこと。資本面または人事面において関連のある者とは、4(1)イで示した内容と同じである。

なお、アドバイザー業務に関与している者は次のとおりである。

|                |                  |
|----------------|------------------|
| ・みずほ総合研究所 株式会社 | 東京都千代田区内幸町 1-2-1 |
| ・株式会社 佐藤総合計画   | 東京都墨田区横網 2-10-12 |
| ・西村ときわ法律事務所    | 東京都港区赤坂 1-12-32  |

#### イ 各業務にあたる者の資格等要件

##### (ア) 設計企業

設計企業は、建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること、または同等の資格、実績を有すること。

平成 8 年 4 月 1 日から本事業の入札公告がなされるまでの間に終了した設計業務で、学校教育法で定める学校の施設の設計業務実績かつ豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条に定める豪雪地帯または特別豪雪地帯における延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の設計業務実績を有すること。ただし、設計企業が複数である場合には、そのうちの 1 者が満たせばよいものとする。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式で最大出資者として履行したことを証明できる場合(契約書等の写しの提出等)に限ることとする。

#### (イ) 建設企業

建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。また、平成19・20年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・除雪）に工種「建築」に登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,000点以上である者が含まれていること。

なお、上記名簿に登録されていない場合については、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

#### (ロ) 工事監理企業

平成8年4月1日から本事業の入札公告がなされるまでの間に終了した工事監理業務で、学校教育法で定める学校の施設の工事監理業務実績かつ豪雪地帯対策特別措置法第2条に定める豪雪地帯または特別豪雪地帯における延床面積5,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の工事監理業務実績を有すること。ただし、工事監理企業が複数である場合には、そのうちの1者が満たせばよいものとする。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体方式で最大出資者として履行したことを証明できる場合（契約書等の写しの提出等）に限ることとする。

#### (ハ) 維持管理企業

特に求める資格要件はない。ただし、本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合にはこれを備えていること。

#### (ニ) 運営企業

特に求める資格要件はない。ただし、本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合にはこれを備えていること。

### ウ 関係会社の参加制限

本事業の入札に参加しようとする複数の者の関係が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの関係に該当する場合は、該当する者は同一の入札参加者としてのみ参加可能で、複数の入札参加者に分かれて参加することはできないものとする。

#### (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社と会社

法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(1) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項または民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、アまたはイと同一視しうる資本関係または人的関係にあると認められる場合

(3) その他

入札参加者は、落札後、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といい、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社とする。）を札幌市内に設立することとする。なお、構成員は必ず出資するものとし、SPC の株主総会における議決権のうち、構成員全体の有する議決権の割合が 100 分の 50 を超えることとする。また、代表企業の出資割合は最大となるものとする。

落札後に、やむを得ない事情で構成員以外のものが SPC に出資をしようとする場合には、市の承諾が必要となる。

5 入札手続等

(1) 入札説明書配布

ア 配布期間

平成 19 年 2 月 28 日（水）から 4 月 6 日（金）の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 配布場所

上記 1 に同じ

(2) 入札説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。参加を希望する者は、入札説明書を持参のうえ、直接会場にくること。

ア 説明会開催日時

平成 19 年 3 月 9 日（金）午前 10 時から 1 時間半程度

イ 説明会開催場所

STV 北 2 条ビル 6 階 A・B 会議室（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目）

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書受付

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び必要書類を受付期間内に提出すること。

一般競争入札参加資格確認は、入札参加を予定しているグループごとに行うこと。

ア 受付期間

平成 19 年 4 月 4 日（水）から 4 月 6 日（金）までの毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 受付場所

上記 1 に同じ。

ウ 提出方法

受付場所まで持参のこと。

(4) 入札書類の提出

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、持参又は郵送により入札書類を提出すること。

なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 受付期間

平成 19 年 5 月 29 日（火）から 5 月 31 日（木）までの毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、5 月 31 日は午後 3 時までとする。なお、郵送する場合は、平成 19 年 5 月 30 日（水）午後 5 時 15 分必着とする。

イ 受付場所

上記 1 に同じ

(5) 入札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、当該入札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

ア 開札日時

平成 19 年 5 月 31 日（木） 午後 4 時

イ 開札場所

STV 北 2 条ビル 教育委員会入札室（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目）

6 議会の議決

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）及び同施行令（平成 11 年政令第 279 号）の規定により市議会の議決に付さなければならない事業であるため、議会の同意を得た後に本契約を締結する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

別紙落札者決定基準に基づいて落札者を決定する。

(6) 手続きにおける交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 1 に同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Hokkaido Sapporo New a part time high school(provisional name)and Chuo Kindergarten manage business(PFI-based design,construction,operation and management of the school)
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 :15 p.m. on April 6 (Fri) ,2007
- (3) Time-limit for the submission of tenders : 3 :00 p.m. on May 31 (Thu) ,2007.  
(tenders submitted by mail : 5 : 15 p.m.on May 30 (Wed) ,2007)
- (4) Contact point for The notice : Planning Section, General Affairs Department,Board of Education, Sapporo Municipal Government, Kita 2-jo,Nishi2-chome,Chuo-ku Sapporo 060-0002 Japan  
TEL 011-211-3835